

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

株式会社エスネットワークス
代表取締役社長 須原 伸太郎

実務対応報告公開草案第 52 号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に
関する取扱い（案）」についてのコメント

質問 1～質問 4 について

以下の理由から、本公開草案に同意しない。

- A 信頼のおける独立した第三者評価機関の評価に基づき、監査法人と評価モデルや評価の前提となる基礎数値等を確認の上、当該算定結果を公正価値として、公正価値相当額の金銭の実際の支払いこみに対して新株予約権を発行する形で実務が取り扱われており、明らかに報酬性はない。
- B 公正価値での発行であるため、公益社団法人日本監査役協会の「監査役監査実施要領」（改訂版）（平成 28 年 5 月 20 日公表）に「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」とあり、また、付与対象者の税務の取扱いについても、権利行使時の給与等課税事由が生じないとされ、給与所得ではないという扱いになっており、いずれも報酬ではないことが実務上明確である。
- C 報酬としての性格を持つと考えられるとしたとの記載のある公開草案の第 17～23 項だが、特に 17 項（1）について、有償発行の本質を全く無視した論理展開となっており理解できない。
- D 一般的には持株会と同様の投資制度として活用しており、その発行目的であれば企業会計基準適用指針第 17 号に合致しているため、その導入会社の発行目的を完全に無視して基準を開発する理由があまりにも不明確である。
- E 公正価値での新株予約権への投資制度であるため、結果次第では、当初の取得時の資金負担額である投資元本が毀損する可能性があり、そもそも損失が発生する報酬制度は存在し得ないと考える。

質問 5 について

- ① 平成 29 年 6 月 15 日に公表されている日本公認会計士協会の本公開草案に関する意見に、「本公開草案が対象とする取引についても、未公開企業による特例の適用が認められ

る旨を明記することが望ましい」と記載されている。そもそも会計基準の変更ではないため、当然、未公開企業による特例が継続的に認められるものとする。

しかし、同協会の意見の中に「必ずしも明らかではない」との記載もあるため、念のため、同協会のこの意見に賛成する。そして、弊社としても「本公開草案が対象とする取引についても、未公開企業による特例の適用が認められる旨を明記することが望ましい」と提案する。

- ② 勤務条件の取扱いについて、IFRS との GAAP 差が確実に生じているが、無為に GAAP 差を広げる必要性が不明確であり、その説明を求めるとともに、IFRS 適用会社において発生する可能性がある論点について、整理すべきであるとする。

以上